

広島市水道局

指定給水装置工事事業者

新規指定申請要領

(令和3年7月以降)

広島市水道局

技術部給水課給水装置係

TEL : 082-511-6864

FAX : 082-221-8141

申請の手続

1 申請期間及び受付窓口

申請期間…随時、新規指定の申請受付を行います。

受付窓口…広島市水道局 技術部給水課 給水装置係

所在地：〒730-0011 広島市中区基町9番32号
広島市水道局基町庁舎4階
TEL：082-511-6864 FAX：082-221-8141

2 申請手続の留意事項

- (1) 申請の受付には、次項(3 申請受付時の必要書類等)に記載された申請書類、添付書類、指定給水装置工事事業者指定手数料が必要です。すべて完備されていない場合は受付ができないことがありますのでご注意ください。
また、申請受付後指定給水装置工事事業者指定手数料を納入されますと、申請を取り下げるなどの場合でも広島市水道給水条例の定めにより、手数料の還付はできませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 申請書類については、3ページ以降の記入要領にしたがって作成してください。
- (3) 申請書類に記載された内容については、定款及び登記事項証明書などにより確認します。申請に虚偽の事実が判明したときは、指定取消しの要件となりますのでご注意ください。
- (4) 書類審査を行った後、事業所の位置確認、機械器具調書に記載された器具の確認などの現地審査を行います。
- (5) 申請受付後、必要に応じ、書類等の提出を求める場合もあります。

3 申請受付時の必要書類等

(1) 申請書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（※両面印刷してください）
- ② 機械器具調書
- ③ 誓約書
- ④ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

(2) 添付書類

- ① 定款 …（法人の場合。直近のもので写し可。）
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
…（法人の場合。発行日から3ヶ月以内の本書。コピー不可。）
- ③ 住民票の写し …（個人の場合。発行日から3ヶ月以内の本書。コピー不可。）
- ④ 給水装置工事主任技術者の免状又は主任技術者証の写し

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料

10,000円（非課税）

※1 窓口申請の場合は、窓口にて現金で納付していただきます。

※2 郵送で申請の場合は、書類審査後に、指定手数料納付用納入通知書を送付いたしますので、広島市水道局指定金融機関窓口へ納付していただきます。ただし、これによりがたい場合は、現金書留若しくは定額小為替でお支払いいただく場合があります。納入通知書送付用の封筒（角2サイズ。送付先を記載し、必要な金額の切手を貼付したもの。）を申請書類に同封してください。

4 指定給水装置工事事業者証（指定証）の交付

広島市水道局指定給水装置工事事業者として指定する際は、指定証を交付します。指定証を交付する日は、審査後に連絡します。指定証は、来局していただき交付し、その際、規定等の事務説明なども行います。

なお、申請受付から指定の決定までには、14日間の標準処理期間を設定しています。（この標準処理期間には、広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日は含みません。また、郵送で申請の場合は、手数料の納付日が標準

処理期間の始期となります。) ただし、書類の不備などにより、この期間内に指定の決定ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 指定の有効期間

指定を受けた日から5年間です。それ以降も継続して指定を希望される場合は、有効期限までに、更新の申請が必要となります。

申請書類の記入要領

申請書類に、記載漏れや書類の不備のないよう、次の説明をよくご覧のうえ、作成してください。

1 指定給水装置工事事業者指定申請書について

※用紙は両面印刷してください

[おもて面]

		個人	法人
年 月 日 欄		申請される日付を記入	
申請者欄	氏名又は名称欄	屋号があれば記入	登記簿の商号を記入
	住所欄	住民票の住所を記入	登記簿の本店所在地を記入
	代表者氏名欄	申請者の住民票の氏名を記入	登記簿の代表者を記入
役員欄		申請者本人とその業務を執行する社員等の氏名を記入	代表取締役から監査役まで役員全員の氏名を記入
事業の範囲欄		営業目的を記入 (給水装置工事業など)	登記簿の目的を参照し記入

[うら面]

		共通
事業所の名称、所在地欄	本市給水区域内で給水装置工事業を行う事業所の名称、所在地（本市給水区域外でも可）を記入 ※おもて面の申請者欄と同じ場合も記入する 給水装置工事業を行う事業所が複数ある場合は、それぞれ事業所ごとに記入する（支店など）	
給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号欄	当該事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名、免状の交付番号を記入 ※給水装置工事主任技術者の兼任は原則できません	

2 機械器具調書について

<機械器具調書の記入例>

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

種別	名称	型式・性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	金切のこパイカッター	— 13 mm～40 mm	10 個 3 個	
管の加工用の機械器具	やすりパイねじ切器	250 mm —	2 個 1 台	
接合用の機械器具	トーチランプパイレンチ	ガス 300 mm	2 個 3 個	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	0～2.0MPa	1 台	

- (1) 上記4つの種別で、種別ごとに1個以上の機械器具を有することが、指定の基準となります。1種別でも欠いている場合、指定できません。
- (2) 上記4つの種別で所有されている機械器具を記入してください。なお、上記種別以外の機械器具の記入は必要ありません。
- (3) 上記の機械器具の名称はあくまで参考ですので、上記種別のものであれば、その他の機械器具でもかまいません。

3 誓約書について

指定給水装置工事事業者指定申請書の〔おもて面〕の申請者欄と相違の無いよう記入してください。

誓約書は、申請者が次のいずれにも該当しない者であることを誓約するものです。1項目でも該当する場合、指定できません。

- 精神の機能の障害により給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 法人であって、その役員のうち上記のいずれかに該当する者があるもの

4 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書について

届出書	記入方法
年月日欄	指定申請書の〔おもて面〕の年月日欄と同日付を記入
届出者欄	指定申請書の〔おもて面〕の申請者欄と同内容を記入
給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称欄 上記事業所で選任する給水装置工事主任技術者の氏名欄 給水装置工事主任技術者免状の交付番号欄	指定申請書の〔うら面〕と同内容を記入
選任の年月日	指定日をもって選任年月日としますので、未記入でかまいません。

- (1) 指定給水装置工事事業者は「指定を受けた日から2週間以内」に給水装置工事主任技術者を選任し届出書を提出することとされていますが（水道法施行規則第21条第1項）、指定を受けた日から2週間以内に選任の届出が無い場合は指定取消しの要件となるため、広島市水道局では指定の申請受付に併せて届出書の提出をお願いしております。
- (2) 届出書には確認のため、給水装置工事主任技術者の免状又は主任技術者証の写しを添付していただきます。
- (3) 他の指定給水装置工事事業者で選任されている給水装置工事主任技術者を選任することは、原則できません。